

## 第75回日本弁護士連合会市民会議議事録

日 時：2023年（令和5年）3月14日（火）午後3時～午後4時30分

場 所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議 長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）

副議長 村木 厚子（元厚生労働事務次官）

委 員 井田 香奈子（朝日新聞論説委員）

河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金理事長）

清水 秀行（日本労働組合総連合会事務局長）

浜野 京（信州大学理事（ダイバーシティ推進担当）、元日本貿易振興機構（JETRO）理事）

（日弁連）

会 長 小林 元治

副会長 矢倉 昌子、下中 奈美（Zoom出席）、多川 一成

次期副会長 辻 泰弘（Zoom出席）

事務総長 谷 眞人

事務次長 服部 千鶴、亀井 真紀、菊池 秀、下園 剛由

広報室嘱託 李 桂香

### 1. 開会

（服部事務次長）

それでは、定刻になりましたので第75回日弁連市民会議を始めさせていただきます。司会を務めます事務次長の服部です。本日も、どうぞよろしく願いいたします。

事前にご案内のとおり、今回の市民会議も議長とご相談の上、新型コロナウイルス感染予防対策のための特例として、Zoomでの出席を可能とする取扱いを継続しております。

本日の議題は、「罪に問われた障がい者等の刑事弁護等の費用に関する制度について」と、「法律扶助制度に関する改善提案について」です。

「罪に問われた障がい者等の刑事弁護等の費用に関する制度について」の議題につきましては、開催通知をお送りした後に追加させていただいております。

本日の配布資料の確認をさせていただきます。机上配布資料でございますが、資料番号が75-1-1から75-1-3が、議題1の罪に問われた障がい者等の刑事弁護の費用に関する制度についてのものです。

資料75-2-1から75-2-4が、法律扶助制度に関する改善提案についての資料です。お手元の資料に不足等がございましたら、お知らせくださいませ。

## 2. 小林元治日弁連会長挨拶

(服部事務次長)

それでは、始めに日弁連会長の小林元治から一言ご挨拶を申し上げます。会長よろしくお願いたします。

(小林会長)

今日は、皆様方お忙しい中をこうしてお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

いよいよ昨日からマスクは自由ということで、ちょっと距離が離れておりますから、マスクを取ってお話をさせていただきますけれども、是非その辺りは、ご自由にご判断をいただければと思っています。

いよいよ外務省の前の桜が昨日咲き始めたと思ったら、今朝来るともうほぼ満開みたいな感じでしょう。びっくりしましてね。本当に今年、桜前線というのが、こんなに早く北上していくというのに驚いています。いい季節になりました。

私から今日お話をさせていただきたいのは、今日の議題もございますけれども、昨日、袴田事件の東京高裁の決定が出ました。これは今から9年前に、静岡地裁が再審開始決定を出して、そして、袴田さんは一応身柄自体は解放されましたけれども、高裁で逆転になり、最高裁が更に差戻しをする形での審理であった第二次再審請求、これについて請求を認めるということで、開始決定が出たわけですが、焦点はやはりこれを検察が3月20日までに特別抗告をするのかどうかということになっています。

昨日弁護団が抗告をしないしてほしいということで申入れをしたら、検察官は出てこないで事務員が対応したそうです。昨日の外電、海外のマスメディアの反応というのも入ってきているのですが、特に欧米ですね。イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、こういう各国は死刑がないのですね。しかし、日本には死刑が残っている。逮捕して、言ってみれば非常に強制的な人質の中で、身柄をとって、拷問という表現がいいかどうかは別ですが、起訴する3日前に自白を引き出していると。そして、自白を引き出した上に起訴に持ち込んでいる。

静岡は、本当に無罪事件が多いのですね。幸浦事件、二俣事件、島田事件、島田事件は特に再審で無罪になりました。幸浦と二俣は、一審で死刑になりますけれど、その後、無罪が確定しました。これは再審に至らないで無罪です。

今回の袴田事件は、死刑判決が出て、確定したものの再審事件になっています。これは、いろいろな報道で皆様方ご承知だと思いますけれども、冤罪王と言われる警部がいて、その人が指揮をしている。強引な捜査手法で、過去に彼が関わった、私が挙げた三つの事件も無罪になっているのです。この方は、内部で批判されて2階級下げられて、最後は駐在所に勤務になりました。亡くなりましたけれども、そういう方です。

今回の事件も、彼が後ろで指揮をしていると、そういうことです。焦点は五つの衣類が、

本当に袴田さんの衣類であったかどうか。裁判長は、判決の中で、後に意図的にねつ造し、誰かが投げ込んだ。それは、事実上捜査機関が投げ込んだ可能性が高いと、そこまで踏み込んで、ねつ造説を主張して決定の中に書き込んでいます。

これは、弁護団等はつとに主張してきたところですが、そういったことを裁判長も認めておられます。詳細なことは申し上げませんが、本当に今問われているのは、検察という組織というのは、なかなか引き返すことのできない組織ではないだろうかということですね。組織の名誉とか、威信とか、そういうもののほうが人権とか個人のそういった尊厳というよりも優先してしまう組織になってはいやしないのかということが、本当にそういうことが今回問われている局面ではないのかと思います。

検察は、ここで特別抗告を断念をして、そして再審公判で堂々と主張されればいい。いたずらに入口のところで、人権というものをあそぶような、そういった扱いは決して許されるべきではないなと思っております。

昔、検察が「検察の理念」というものをまとめていて、時としては自己の名誉とか、評価を目的として行動することを潔しとしない。これが傷つくことも恐れをしない胆力が必要である。こういうことを検察当局がまとめておられるのですね。そのときの検察再生のことで言われたのは、引き返す勇気ということでもあります。

今日、各紙が社説でも書いておりました。本当に、引き返す勇気を今持っているかどうか。これが、今の日本の検察捜査の当局に問われている問題ではないかなと思っております。

そのようなことで、私どもも3月20日の特別抗告の期限がどうなるかなと思って、固唾を呑んで見守っている状況ですけれども、先生方におかれましても、是非この問題についてウォッチをしていただいて、時あるごとに是非ご発言をいただければありがたいと思います。自由と民主主義と人権、法の支配ということは、亡くなった安倍総理もよくおっしゃっていましたよね。今の岸田総理も、海外に行かれては、時におっしゃっておられることですが、こういった人権とか法の支配、こういった普遍的な価値にやはり言葉ではなくて実践をして示していくということが、今問われている局面だと私どもは思っております。

そういう意味で、先生方は大変お立場のある方ばかりですので、是非いろいろなところでご尽力もいただければ大変ありがたいと思っている次第です。少し長くなり申し訳ありません。今日も、どうぞよろしく願いいたします。

(服部事務次長)

小林会長、ありがとうございました。

続きまして、日弁連執行部のうち、今回初めての出席者から一言自己紹介をさせていただきます。辻次期副会長よろしく願いいたします。

(辻次期副会長)

4月から副会長に就任させていただきます辻と申します。弁護士になって二十数年経ちますが、市民の皆様のご意見を日弁連の会務に反映させたいと思いますので、是非よろしく願いいたします。

(服部事務次長)

ありがとうございました。それでは北川議長、以後の進行をよろしく願いいたします。

(北川議長)

委員の皆様、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。本日は、河野委員は、15時30分頃からのご出席と伺っております。また、本日は、清水委員の随行として連合の事務局が会場で傍聴するという事ですので、ご報告させていただきます。

それでは、第75回の市民会議を開会させていただきます。

### 3. 議事録署名人の決定

(北川議長)

まず、議事録の署名人を決定いたしたいと思いますが、恐縮ですが、私からご指名をさせていただきます。村木副議長と浜野委員を指名したいと思いますが、ご了承いただいたということで、よろしく願いいたします。

### 4. 議事

(北川議長)

それでは、議事に入ります。

お手元に配布されている次第のとおり、進めさせていただきたいと思います。

議題(1) 罪に問われた障がい者等の刑事弁護等の費用に関する制度について

(北川議長)

議題の1「罪に問われた障がい者等の刑事弁護等の費用に関する制度について」です。まず、日弁連執行部からご説明をよろしく願いしたいと思います。説明者は、下中副会長、亀井事務次長です。下中副会長は、Zoomでのご出席です。それではよろしく願いいたします。

(下中副会長)

副会長の下中です。

昨年度、罪に問われた障がい者等の刑事弁護の費用に関するワーキンググループの座長をしました副会長です。このワーキンググループで、今回の罪に問われた障がい者等に対する刑事弁護支援制度についての創設に関わってまいりました。

この制度が、本年の3月3日の臨時総会で可決・承認されました。この制度につきまして、本日は、少しご説明をさせていただきたいと思っております。

この制度と言いますのは、国選弁護人や国選付添人が高齢者、あるいは障がいがある、あるいは障がいのある可能性がある被疑者・被告人、あるいは少年保護手続の対象となっている少年で、障がいがある、あるいは障がいのある可能性があるという方について、その弁護活動や付添活動の過程で必要に応じて、福祉的支援を行った場合、費用がかかることがあります。

ます。その費用を日弁連が補助をするという、そういった制度です。

具体的に言いますと、福祉関係者の方に更生支援計画を作っていただく。あるいは医師に資料計画を作っていただくといったような場合に、ここでお支払しなければならない費用が発生すると。そのような場合に、日弁連から弁護士会に補助金を支出して弁護活動の充実を図ろうというものになります。

こういった弁護活動がなぜ必要になるかという点につきましては、日弁連は過去何回か、意見書を作成しております。今回、資料の75-1-2に2022年3月17日に発出した意見書を配布させていただいています。の中で、事件が終わった後にも切れ目なく支援が必要であるというような内容ではあるのですが、そもそもの始まりというものが、2017年の意見書というものがまたベースになっています。

2017年の意見書の中で、やはり高齢や障がいの方々に対して、単に刑事手続の中で終わらせるのではなくて、福祉的支援をしていかなければならないといったようなこと、またそれも国選弁護の費用に上乘せをしていく必要があるといったような内容を書かせていただいています。

ベースとして、新受刑者、受刑者の中に、あるいは刑事弁護にのってくる方々の中に、障がい者の方、あるいは高齢者の方の比率が非常に多いという事実があります。これは昨年同日の市民会議でも、その当時の土井副会長がご紹介しているところですが、重ねて申し上げますと、この意見書の中の2頁、資料で言いますと3/49になりますが、その中ほど2020年の法務省矯正統計年報によるととなっておりまして、新受刑者の13%が65歳以上の高齢者であると。そして15.3%が何らかの精神障害を有する者であると。そして、能力検査値70未満の者が20%、これは知的障がいの可能性がある方ということになるかと思えます。そういった方々に対して、やはり刑事手続にのせるだけではなく、物質的支援を考える必要があるということを示していようかと思えます。

こういった方々、高齢であるがゆえ、あるいは障がいがあるがゆえに生きづらさを抱えており、罪を問われる行為をしてしまうということが少なくない。この生きづらさを解消することがやはり必要である。福祉と連携した取組が必要であるということを考えています。

こういった必要性を考えて福祉と連携した制度を持っている弁護士会がかなりの数あります。しかし、こういった制度を作るにしても、費用がかかるというところでネックになっているということが多かったということで、日弁連に対しても費用の補助をしていただきたいといった要望が多くありました。

その費用がネックとなって、取組が前に進まないという状況があったということもあり、より弁護を充実させるということと、全国的な展開をしていかなければならないということで、今回日弁連が弁護士会に対して、活動の実態に沿って費用を援助するというような仕組みを作ろうとしたということです。

前年度の土井副会長から、この制度創設についても説明をされていましたが、そこから1年かけて策定できたというところです。具体的にどのような制度かということにつきまし

て、少しご説明したいと思います。

75-1-1のところに、ポンチ絵を入れさせていただいています。こういった制度かと言いますと、罪に問われた障がい者等刑事弁護で福祉専門職の支援を得て、更生支援計画を作成するなどの取組をしたときに一定の費用が必要となり、この費用を援助する制度を設けている弁護士会がまだ一部の会にとどまっているということで、資金の流れとして、日弁連から弁護士会に費用、補助金を出す。弁護人等が福祉専門職等に費用を出す、という流れになっています。

ここで言う障がい者等というものは、こういった方々かと言いますと、障がいがある方、障がいがある可能性を有する者、福祉的支援が必要であると認められる被疑者・被告人等少年保護事件の対象となった少年、これが一つです。

そして2番目に65歳以上の高齢者で、福祉的支援が必要であると認められる被疑者・被告人ということになります。弁護人等というのは、国選弁護人、国選付添人、刑事被疑者弁護援助事業を利用した私選弁護人、これは国選にはならないけれども、日弁連が作った委託援助の制度を利用した弁護人ということになります。

福祉専門職の方々は、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、臨床心理士等々そういった方々を挙げています。対象となる支援の活動、それは先ほど申しました更生支援計画を作るといったところで、福祉専門職の方が更生支援計画を作る場合、その場合には5万円までの実費を支払う。上限5万円の日弁連の方から補助金を出すというような制度になっています。

その他、この更生支援計画を作るために必要な弁護人等の接見ですね。接見や面会への同行と被支援者等の面会といったようなそういった個々の活動につきましても、それぞれ1万円ずつですが、上限を10万円として補助金を出すと言ったような、これが一括りです。

その他、医師は意見書・診断書を作成するというような場合にも5万円までの実費ということ、出張相談について各それぞれ2万円ずつということですね。これも上限10万円までということで設計しています。

そして、こういった活動をした場合に、弁護人もそこでいろいろと労力を払うということで、加算報酬としていくらか、更生支援計画を作ったときには1万円の加算報酬、その他については1万5,000円で、事件終了後の活動を行った場合ということで、1万円ということが書かれています。これは、どういうことかと言いますと、本来ですと刑事弁護活動というのは、弁護人の地位があるときに行うものですけれども、そこで活動を途切れさせてしまっているものかというところで、2022年3月17日の意見書の中に書かれていることです。

例えば、国選弁護人がいろいろ努力をして、被疑者の釈放に向けて活動をして、無事に釈放された場合、この場合に釈放と同時に成年後人の地位が失われるということになります。ところが、高齢や障がいをもった被疑者の方というのは、まだまだ福祉的支援が必要ではあるというような状況にありまして、手が離れた途端にやはり同じように生きづらさを抱え

てしまうと。また、同じようなことが起こると言ったようなことがあります。それで、ここで切れ目を入れてはいけないということで、更に国選弁護人であった者が活動を継続する必要があるということで、1年間に限ってではあるのですけれども、弁護人の地位を失ってから1年の間に行う活動につきましては、これも先ほども言いました支援活動の範囲、金額については補助金を出すというような仕組みとしています。そして、弁護人に支払う加算報酬をこのときに1万円を加算するという内容にしています。

こういった制度を作りまして、今後の活動としましては、やはり各弁護士会でも様々な疑問点、制度作りに当たっての支援が必要になるかと思しますので、これは引き続きワーキンググループのほうで支援をしていくということが必要になってこようかと思ひます。

それと同時に、本来、こういった活動については、弁護士会が支払うのではなくて、国費で行う必要があるということで、もともと2017年のときから、法務省や日本司法支援センターに対して、国選弁護の費用の加算として積み上げをしてほしいということを要望してまいりましたが、なかなか進まないという現状の中で、この制度を作っていますので、国選弁護の費用の上乗せについての活動も継続して行っていきたくと思っています。

ですので、ある意味、ここで結実したということではございますが、実はこれで終了ではなくて始まりと私自身は捉えています。それが、最終的な目標として国の責務として行っていきたくということになります。

そして、この費用の原資ですけれども、日弁連が支払っていくということですが、少年・刑事財政基金から支払うということで、少年・刑事財政基金は各会員の徴収によって賄われています。

この少年・刑事財政基金というのは、刑事司法改革を進めるという目的をもって設置されたものということになりまして、本来、もともと障がいや高齢のための弁護士費用、それを支出する財源ではなかったということで、今回これについての改正も行ったということになります。やはり、大きな枠組みの中では、障がいや高齢の方の福祉的支援と刑事司法改革の一環であるという位置付けで、少年・刑事財政基金からの支出を決めたということです。

今後は、今申し上げましたような全国的な活動を後押しし、成果も分析し検証していった、国選報酬に結び付けていくということを目指していく所存です。

以上、制度の概要を説明いたしました。

(北川議長)

どうもありがとうございました。それでは、委員の皆さん方から、ご意見、ご質問、ご質疑を始めていただきたいと思いますが、どなたかございますでしょうか。井田さんは、こういうのは取り組まれてきたのですか。

(井田委員)

井田です。ご説明ありがとうございます。昨年の意見書と今ご説明いただいた制度のつながりは、私の理解がまだ及んでおりませんで、入口・出口いろいろなフェーズで支援の必要性があるということが意見書に書かれているのですけれども、この制度では、特にどことい

うふうに、釈放された方とかの例が先ほどお話でありましたけれども、どこをターゲットにされているのでしょうか。

(下中副会長)

ターゲットと言いますか、この意見書では、入口支援・出口支援も必要であるということを書かれていると思うのですけれども、どちらかというところから、出口支援から始まっていて、出口支援だけでは足りないというところから、入口支援も重視していくべきだということで、現在も検察庁でも福祉的支援という位置付けをしていますし、被疑者等支援業務というのも一昨年、令和3年度から始まっていて、今年度につきましては、弁護士との連携も始まっているというようなところですね。

今回の刑事弁護費用の補助に関しては、あくまで刑事弁護に関わる入口支援のほうに入ろうかと思えます。

釈放された場合、そこだけを強調して話してしまったような感じがするのですけれども、そうではなくて、もともとは国選弁護、国選付添の中で更生支援計画を作っていく、要は、被疑者・被告人に対して、罪に問われるような行為に至った原因と言いますか、どういったことから生きづらさがあり、そこを解消していくためにはどのような支援をしていくのが必要なのか。そして例えば、刑事手続、現に罰を加えるのではなくて支援をしていくことによって、再犯防止にもつながるし、また社会復帰にもつながるというところで、例えば実刑ではなくて、起訴前であれば、起訴するのではなくて起訴猶予にするとか、あるいは起訴された後であれば、社会内で処分していくということが、こういった支援をすることによってできることがあると、可能になるといったような支援計画を立てるということになろうかと思えます。

具体的に言うかどうかと言いますと、障がいと言ってもいろいろあるかと思うのですけれども、例えば窃盗症だとか、依存症についてどうかというような、そういった質問がありました。そういった場合に、依存症等についても、やはり障がいに幅広く捉えていくというような考え方をしています、そういった場合に例えば病院での治療をこういった形ですと。あるいは障がいの認定を受けて手帳の取得をすること、自立支援医療につなげていくとか、訪問看護を取り入れていくとか、そういった支援計画を立てていって、そのことによって今後の再犯を防止することができるということから、その人自身の生活の質を上げていくということにもなりますし、適切な刑罰を選択することができるというようになります。

先ほど言いました国選弁護の地位を失った後というのは、本来ですと、国選弁護活動は終わってしまうわけですが、その活動をしたがゆえに釈放されるということになるわけですね。例えば、勾留されてこれに対して準抗告をします。そうすると準抗告が認められて無事釈放されました。しかし、事件は終わっていない。釈放されたけれども、まだ事件として残っていて、今後起訴される可能性があるというような内容の場合、そこで終わってしまうと、その方が本来受けるべき福祉的支援が途切れてしまうということで、そこで継

続いて1年間についてはこれを認めていきましょうと、そういった内容なのです。

ですので、国選弁護の地位を失ってからというのは、純粋な意味では、もう弁護活動は終了しているということなので、国選弁護費用として上げるべきなのかどうなのかという問題もあり、2022年の意見書については、日本司法支援センターの業務として罪に問われた障がい者等を援助する業務として追加すべきであるというような内容になっています。

今回の刑事弁護費用の支援制度については、その両方を対象とするということにしています。

(井田委員)

どうもありがとうございました。今のご説明で、具体的なイメージが湧きました。私自身は、かつてクレプトマニアの窃盗症の方の取材を結構長くやっていたことがありまして、クレプトマニアの方に限らないのですけれども、この人たちに必要なものって、刑事裁判、刑事司法というよりは、適切な治療につながっていないというのがすごく大きな問題だなと感じたことを覚えています。

簡易裁判所で扱われることが多いですけれども、そういった更生するための、立ち直りのためのこういうプランがあるということを示せるかどうかで、執行猶予が付くか付かないかとか、その辺りの判断にかなり影響するのだというようなお話も弁護士さんから当時伺った記憶がありまして、その当時結構資力のある方もいないわけではないので、そういう方々は、そこを上手にやって、いいネットワークを持ってらっしゃるところとつながっているのだけれども、そうでない人については大変なのだろうなと思ったのを記憶しています。

一つ思いましたのが、その分野で精力的に活動されている弁護士さんがすごく少ないのに、当事者の方は結構多いのですよね。だけれども、一部の弁護士さんが担っている、仕事が集中してしまっているような印象を受けておりましたけれども、今時点でそういった障がいのある方の弁護に卓越しているというか、専門性を持つ弁護士の方というのはどのぐらいいらっしゃるものなのでしょうか。

(下中副会長)

すみません、どのぐらいいるかというのは、私もつかんでいないので、分かる方がいればお答えいただきたいのですけれども、日弁連では、2013年ぐらいからだったと思うのですが、刑事弁護センターと高齢者・障がい者権利支援センター、ここが母体となってプロジェクトチームを作っています。障がい者の刑事弁護についてのプロジェクトチームということで、その連絡会議をかなり頻繁に行っているところで、また研修を行ったり、キャラバンと言いまして、各弁護士会で意見交換会を行ったりしていますので、そういった活動、障がい者の弁護に長けた精通した弁護士をどんどん作っていかうというような運動はずいぶんしております。

(井田委員)

ありがとうございます。

(北川議長)

浜野委員、どうぞ。

(浜野委員)

ご説明ありがとうございました。その中で、弁護のところは入口だとおっしゃったことが印象的でした。確かに、それだけで問題が解決するわけではないのですね。例えば障がい者や高齢者の中には社会に戻っても、住むところとか、受け入れる社会がなかなか思うようにはいかず、耐え難い孤独感を味わって、また再犯で戻ってしまうというようなことがよくあると聞きます。こうした中、「入口」より進んだ支援として、ご説明の冊子には、各地の弁護士会が地方自治体とか、地域の社会福祉の組織と連携し支援している事例が示されており、理解が進みました。半面、まだ取り組めていないような地域も少なからずあると思いますが、どういったことがあれば、もっと多くの地域でこのような取組が促進されていくのでしょうか。

(下中副会長)

地域ごとに違っているというところはあるかと思うのですが、今回、少し的外れかもしれませんが、この制度を作ったというのは、やはりいろいろな地域のバラツキというものがあるので、そこを支援していくということもありまして、各弁護士、弁護士会を後押ししていくということで、こういった制度ができたということもあり、障がい者のある方、あるいは高齢の方についての弁護をもっともっと進めていけるような支援の体制を作っているというところだと思います。

まず、例えば弁護士会でなかなか取組が進まないというのは、一つは、費用のネックというのがありますので、費用についてはある程度改善できたかなというところがあって、こういった費用設定というのもまだまだ十分ではないというところもありまして、そういった面での不満というか、そういったこともあったのですけれども、ある意味財務の関係もありまして、ぎりぎりここまでできたというところなのですね。

ですので、一つ費用的なネックというのを取り払ったというところがあります。その他も地域的な差やバラツキについては、今後の課題になろうかなと思っています。

(浜野委員)

いろいろな地域でサポートの輪が広がるよう、我々も無関心でいてはならないと改めて思いました。ありがとうございます。

(北川議長)

ありがとうございました。他はよろしゅうございますか。

(河野委員)

毎回、日弁連の皆様、それから弁護士会の皆様は、一般社会が見過ごしがちな社会課題に対して、しっかりと直視してこういう対応をしてくださっていることに、本当に心から感謝申し上げたいと思います。

このご提案も、やはり制度としては絶対にあるべきだなと。なぜこういう仕組みが法的な

ところで用意されていないのだろうなというところは、疑問に思うところですが、やはり弁護士の方々が率先して日々の活動の中から問題点をちゃんと見いだして、一番の課題というのは、財政的支援という、そこがこういった支援を進めていくのに一番重要だということにお気づきになって、そこにタッチされているのは素晴らしいと思います。

それから、先ほどご説明があったように、これはスタートであるというお言葉が本当に心に響きました。

その他の部分でも、いつも感じているところなのですが、なぜ公費で賄うところに行き着かないのかと。いつもこの活動を伺っていると、忸怩たる思い以外の何ものでもないのですよね。ここをやるべきではないかと、国がちゃんとお金を出してよって、私が出している税金をここに使っていただいて、ちっとも構わないと思いつつ、そこに行きつかない、残念な気持ちがあるのですけれども、次に向かって、一つは、私は社会全体の認識と応援というのが、もう一つこの部分が脚光を浴びていないからこそ、社会全体で大きなうねりとか応援にならないと思うのですけれども、その辺り、分かっている専門家の方々から、この課題を外にもう少し光を当てて、皆の課題に持っていくには、何か方法があるのでしょうか、というところを教えていただければと思います。

私が理解することとても大事だと思いましたが、初めてこの話を伺って気が付いたと、ああそうなんだ、そこは足りてない部分なのだというところなので、その共有化で何かアイデアがあれば教えていただければと思います。

(下中副会長)

私自身は、やはりこの制度をどれだけ実りあるものにするのかというところが、一つのカギかなと思っています。やはり多くの成功例というか、成果を出して行って、弁護人が活動をする、あるいは福祉専門家が活動するということによって、どんなふうに、被疑者になれるような方、罪に問われるような方が解決をしていくのか、解決していき、立ち直りといっているのかどうか分からないのですけれども、切り捨てられたところがちゃんと補充をされて進んでいくというところ、これを累積していくということが非常に大事だと思っています。

ですので、日弁連の活動というのは、まだまだこれから本当に始まっていくというか、成果を積み上げて行って、こんなふうにして解決をして、また地域の方もこんなふう喜んでくださっているというそういう好事例というものをどんどん作っていき、そして分析をしていき、それを知らせていくということ、ここがカギかなと思っています。

そして、なぜ公費にならないのかというところなのですが、日弁連は一つの成功例を持っているのかなと思っていて、この少年・刑事財政基金で被疑者弁護というのをずっとやってきたわけですが、今、相当拡充されています。そこは、一つの成果になっているかなと思うので、これを一つの好事例として、後に続けということで法務省や日本司法支援センターに、どんどん投げかけをしていきたいと思っておりますし、皆さん方の後押しも必要だと思いますので、是非ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

(河野委員)

どうもありがとうございました。頑張ってくださいと思います。

(北川議長)

あとはよろしゅうございますか。どうぞ。

(亀井事務次長)

1点だけ、よろしいでしょうか。担当事務次長の亀井です。本日の資料19/49に、更生支援計画書のサンプルというのを入れさせていただきました。なかなかイメージが持ちにくいところかと思います。書式に決まりがあるわけではなく、これは社会福祉士会がホームページ等で提供しているものです。

今の流れとしては、法務省等を含めてなのですけれども、この更生支援計画書を入口のところだけではなくて、出口のところでも、きちんと活用できるように引き継いでいくということを、この4月から全国的に本格的に始めるということを予定しています。試行として、大阪と東京だけでやっていたのですけれども、改めて4月から全国的に刑務所を出るときにも、そのときに福祉的支援をする人に、この計画書を引継いでいくというところを、まさに始めているところですので、今後も含めて注視していただければと思います。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。

議題(2) 法律扶助制度に関する改善提案について

(北川議長)

それでは、次に進めさせていただきたいと思います。

議題の2「法律扶助制度に関する改善提案について」を検討していきます。こちらについて、まず日弁連の執行部からご説明をお願いしたいと思います。説明者は多川副会長、菊池事務次長です。よろしく願いいたします。

(多川副会長)

それでは、まず副会長の多川から、これまでの経緯について、簡単に報告させていただきます。

昨年の7月17日に、今年度第1回の市民会議が行われましたが、その際に民事法律扶助制度について、ご議論をいただきました。また、その後、ヒアリング等もしていただきました。

その内容につきまして取りまとめを進め、今回、議長・副議長のご了解を得まして、要案を皆さまにお示ししました。本日は、この案につきましてご検討をいただきたいと考えております。

この間、昨年の6月から法務省、法テラス、日弁連の三者におきまして、民事法律扶助制度の諸課題を検討するための勉強会を継続して開催してきています。

特に喫緊の課題というべき、ひとり親世帯の支援に関しまして、集中的に検討し、本年の

1月に支援の方向性の取りまとめがなされています。また、これと並行しまして、日弁連では民事法律扶助制度を法的セーフティーネットとして、十分機能させるための諸課題、具体的活動を支える、あるいは指針を示す必要があると考えまして、総会に決議を上げる準備を進め、3月3日の臨時総会におきまして、総会決議が採択されています。

そこで、こうした経過も踏まえた取りまとめをしていただければと考えておりますが、まずは、今申し上げた法務省、法テラス等三者による勉強会を進めた経過、その内容と、更に日弁連の臨時総会で決議されました民事法律扶助制度の改革の指針等を、日弁連の菊池事務次長からご報告いたしたいと思っております。それでは、次長よろしく申し上げます。

(菊池事務次長)

それでは、法テラスの問題の担当の事務次長をしております菊池からこの間の経緯について、ご説明させていただきます。資料は、本日お手元にあります資料の22/43以下をご覧くださいと思います。22/43、23/43が今、多川副会長からご説明させていただきました法務省、法テラスとの間の三者勉強会に関する資料になります。24/43以下が、この3月3日に成立いたしました当連合会の決議の内容となっています。

まず、最初に法務省、法テラスと日弁連との間で行ってまいりました民事法律扶助に関する勉強会の第1次の取りまとめの内容についてご説明させていただきます。第1次と申しましたのは、この勉強会はまだ今後も続く予定ですので、その意味でまず当面の、ということです。

この間、法務省、法テラスとの間の勉強会では、民事法律扶助に関する改善の全般を扱うことになっていますが、まず、喫緊の課題としてひとり親に対する法律扶助の分野における支援の問題が、話し合われてまいりました。かなり詰めた形で勉強会を進めさせていただき、月1回、多いときには月2回、勉強会を三者で開かせていただきました。

その結果、この1月末にまとめた内容というものが22/43に、これは当連合会から会員向けに内容についてお知らせしたFAXニュースですけれども、そちらに記載されているような内容で取りまとめに至りました。より簡単な形でまとめているのですが、23/43のポンチ絵になりますので、こちらをご覧くださいながらご説明をお聞きいただければと思います。

まず、民事法律扶助と申しますのは、弁護士と利用者、それから法テラス、日本司法支援センターとの間の三者の契約になっていますが、後ほどお話をさせていただきますけれども、今の制度としては、弁護士費用であるとか、一定の事務費用というものを法テラスが立替えて支払って、後にこれを利用者の方は法テラスに対して返済・償還していかなければいけないという制度になっています。

このうち離婚等が成立した場合に、一括して過去の養育費等が入った場合には、今まではその一括して入った養育費からすぐに法テラスに借りていたお金を返済しなければいけないということになっていました。ただ、これは、手元に過去の養育費等が入ったにもかかわらず、そのうちからかなりの額を返済に充てなければならないということで、あまり評判が

よくなく、改善の必要性が従前から言われていたところです。まずこの点について、今回改善の方向性が取りまとめられました。

その点が1に書いてありますとおり、未払養育費等の支払を受けた場合の償還の問題になります。この点については、従前は、一括して受けた過去の養育費等から一括して即時償還しなければいけないのが原則であったものが、今回、一定額までは、ある程度相当の額までは利用者、ひとり親の方の手元に残して、それを超える部分があるほど多額をもらったのであれば、その部分からだけ償還すればいいということになりました。

また、それでもまだ超えた部分も直近の療養であるとか、養育、進学費用であるとかに充てなければいけないような特別な事情があれば、更にその部分も償還の対象外になるというような余地もありますが、とりあえず一律、養育費であれば一定額までは手元に残しておけるような形に改善される方向になりました。この点が、1点目の大きな改善ということになります。

もう1点は、これは我々の弁護士の報酬にも関わるところなのですが、離婚等の交渉や調停、訴訟等を行った後に、将来の養育費を支払う約束ができたというような場合に、これまでの制度では、受けとった養育費から弁護士が直接依頼者の方から報酬をもらわないといけないという制度になっていました。基本的に着手金等は、法テラスが立替えて利用者の方は法テラスに返済するという形になるのですが、将来の養育費に関しては、将来毎月の養育費をもらうたびに、弁護士がそこから直接利用者から報酬分をいただかないといけないということになっていました。

これは、弁護士としては、それまでいろいろ人間的な関係もあるものですからなかなか毎月受けとっている養育費の中からいただくというのは、心理的にもしんどいものですし、利用者の方も法テラスに対する償還と、それから弁護士に対する養育費からの支払を二重にしなければいけないというような負担もあったところです。この点も改善されて、一定額までは法テラス側が立替えて、利用者の方は法テラスへの支払に一本化されるような形になるよう取りまとめられる方向になっています。これが2点目になります。

3点目は、一番大きな点ですけれども、償還の免除の拡大になります。法テラスに対する償還は、一旦借りる形になるわけですけれども、さらに、もともと法テラスを利用すること自体、一定の資力要件がありまして、本当に裕福な方は利用できないわけですが、法テラスの利用要件を満たす方の中でも更に厳しい状態にある方については、償還の免除がなされる制度になっています。

ただ、この償還の免除の要件としては、資力要件と申しまして、一時的な資産の要件、資産が今いくらあるかという要件、それから収入要件、収入がいくらあるかという要件、更に資力回復困難要件とって将来的にも一定期間、資力が回復する見込みがないことという要件を満たさないと免除がされないということになっています。

このうち資力回復困難要件というものが、従前厳しくてなかなか認められないというような状態でした。厳しいひとり親の世帯の状態であって、免除をしてもらいたいと思っても、

この資力回復困難要件が認められないことによって、免除が認められていなかったのですが、この点について、今回の取りまとめでは、養育費を請求しているようなひとり親に関しては、大体15歳、義務教育対象年齢と言っていますけれども、要するに中学生までのお子さんを養育しているひとり親世帯に関しては、一律この資力回復困難要件があるものとみなされることとされています。

これは、そのぐらいまでのお子さんは、養育費として非常にお金もかかりますし、時間もかけなければいけないということで、なかなか就業に差し障りもあるだろうというようなことで、一律資力回復困難要件を満たすものとみなすことになったということです。です。で、資産要件や収入要件が満たされていれば免除が認められるという扱いになりました。

さらに、このポンチ絵の一番下のところには書いていないのですが、今まで資力要件のところの収入要件については、受け取った養育費も収入に加算した上で、一定の収入要件以下でなければいけないという扱いになっていたものが、これも一定額の養育費については、収入要件の計算のときに加えずにいいということになりました。ですから養育費を何万円ももらったとしたら、今までは収入の中に加算されて、その加算された金額を基準に免除の基準となる収入要件を満たすか満たさないかが判断されていたものが、今回の取りまとめでは、児童手当や児童扶養手当の他、養育費についても、一定額まではその収入要件の中に加算しなくてよいという扱いになりました。

これによって、養育費を受け取ったから収入が上がったことになって、収入要件を満たさなくなってしまうというような事例が、相当程度減ることになり、免除が拡大するということが見込まれています。

以上の3点が取りまとめの基本ということになっています。金額については、財務省とのお話があるのではっきりしない形で申し上げているのですが、法務省、法テラス、三者とで取りまとめられている内容です。

ただ、今申し上げたとおり、今回の拡大では養育費請求に関するものが含まれている案件に対象が限られています。それから、資力回復困難要件が満たされるのも、中学生までのお子さんを養育しているひとり親の方に限られています。

さらに、従前の免除の基準は変わらないところですので、資産要件については、過去受け取った養育費等も加算されることになっています。このような点で、これは予算との関係もあるかもしれないですが、今後更に拡大していく余地、検討していく余地というものはないかと思っています。

以上が、この1月に法務省、法テラスとの間でまとめましたひとり親に関するとりまとめの概要です。なお、この勉強会は、先ほど申し上げましたとおり、今後も法務省、法テラスとの間では続けていくということについて合意ができています。

今後については、民事法律扶助全般について、現状の償還制によって利用控えが起きているのかとか、あるいはその持続可能な制度にするための改善点があるのかないのか、改善点がある場合には、どのような制度改善を図るべきなのかというようなことについて、論点を

挙げて継続して勉強会を続けていきたいと思いますということになっていますので、今後も続けていくという方向です。勉強会のご報告は、以上となります。

続きまして、3月3日に当連合会で採択いたしました民事法律扶助に関する総会決議について、ご説明させていただきます。資料は、24/43以下になります。決議の主文につきましては、24/43から27にありますので、こちらをご覧くださいながらご説明をお聞きいただければと思います。

こちらの決議は、ひとり親の問題に限らず、より幅広いものを対象としていますけれども、決議の内容としては、まず冒頭のところで民事法律扶助の意義について、憲法の裁判を受ける権利等の関係から説明させていただいた上で、更に次のところで民事法律扶助の歴史について、1952年の公益財団法人法律扶助協会ができたときから、やがて民事法律扶助法ができ、それが法テラス、日本司法支援センターに移管されて、今日に至るまでの簡単な歴史について述べた後、かねてより当連合会として問題としています現状の立替償還制がもたらしている問題点について、指摘させていただいて、それが今日の日本においては、民事法律扶助が司法的な意味でのセーフティーネットになっているというような時代状況の変化もあるとは思いますが、そのような状況にあることを述べさせていただき、一定のお金が入ったような場合の負担はあるにせよ、基本的に給付制にする方向がいいのではないかと、いうことを述べております。

さらに、今は当連合会が会費の中から費用を支弁して、民事法律扶助の対象となっていない事件類型、例えば子どもに関する事件ですとか、それから高齢者・障がい者、ホームレスに対する法律援助ですとか、精神障がい者に対する法律援助や犯罪被害者、外国人、難民等に対する法律援助等を特別会費から支弁して行っていますが、こういうものを国費化・公費化して、更に今の民事法律扶助の範囲を拡大していくべきではないかという点を述べさせていただいて、そのような法律扶助制度の担い手である弁護士の報酬の問題についても触れさせていただいています。

この間、アンケート等を行っていて、民事法律扶助、特に離婚事件等は、非常に時間を要することもありますし、利用者、依頼者の方に対するケアというものが重要になってきます。あるいは、今、調停制度が裁判に似てきており、調停は話し合いなので最初から全部の資料は出さないというのではなく、訴訟と同じような資料を準備して調停に臨むというように変化してきていることの関係もあり、非常に労力がかかりますし、特に高葛藤の事例が多いので時間がかかっているけれども、報酬がそれに追いついていないことによる問題点等についても今アンケートをとっているところです。さらに、そのようなことが法律扶助を担う弁護士の減少に結び付かないか、という問題点を解決する必要があるのではないかという点について、報酬の適正化という形で述べさせていただき、最後のところにまとめとして、今申し上げたような立替償還制を原則給付制にして、今行っている法律援助事業を始めとして、民事法律扶助の範囲をより拡大すること、さらには、持続可能な制度とするための弁護士報酬の適正化を考えなければいけないということ結論で述べさせていただくという

決議を、3月3日の臨時総会に上程させていただいて、会員の皆様からのご賛同を得て、この決議が採択されたところです。

この決議を受けて、今後ここに書かれていくようなことについては、当連合会としても実際の活動に移していきたいと考えています。もちろん、これと並行して緊急の問題については、先ほど申し上げたとおり、法律扶助の勉強会が継続しますので、ここの決議で取り上げられている未成年者の利用の問題や成年後見の利用の問題等は、特に当面、急ぎの課題とも考えられますので、こういうものを中心に勉強会でも取り上げて法務省、法テラスとも協議を続けていきたいと思っています。決議の内容のご説明は、以上です。

(北川議長)

ご努力をいただき、ありがとうございます。それでは、この件につきまして、皆さんからご意見等いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

今、事務局からご説明いただき、それぞれ法テラスとか、法務省との三者の協議で、ここまで煮詰めていただいたわけですね。そこで、ご提案ですが、私どももこの提案について、市民会議としてもこのご努力に対して、まだ第一歩と言いますか、一歩踏み出してまだまだ奥の深い課題ですので、市民会議としても、更に一層頑張って、よりまとめていただきたいという要望を出させていただけたらなというようなことでしたので、内容を一回まとめていただいて、私どもで検討させていただいたのですが、私どもがこれから、この決定に対して、更に一層頑張りたいという要望書を出したいという文書について、多川副会長かどなたからか、若干補足説明をお願いできたらと思います。

(菊池事務次長)

まず、要望の要旨といたしましては、冒頭のところにありますとおり、市民会議の皆様から日本弁護士連合会に対して、次のようなことを要望するという内容になっています。

一つは、今ご説明させていただきましたひとり親世帯の民事法律扶助の分野における援助に関して、更に改善して拡大するべきではないかという点について、法務省、法テラスなど関係諸機関と協議しながら、更に検討を進めるようにということ。

それから、もう一点は、ひとり親世帯の問題に限らず特に未成年者、本人の利用ができないというようなことになっているのが、虐待の親との関係で未成年者本人で利用したいというような場合に阻害要因になっておりますが、そういう問題を始めとした民事法律扶助の諸課題に関して、これについても関係諸機関と協議をしながら、更に検討を進めなさいというような内容になっているものが、今回の要望書のまとめということになります。

構成といたしましては、第2のところから冒頭のところで、民事法律扶助の意義について記載していきまして、その次に紛争解決を早期に解決すると。民事法律扶助を利用しても、なお紛争を早期に解決することが、単に当事者だけでなく社会全体にとってもメリットがあるというようなことについて、触れた後、民事法律扶助の歴史に関して、これも簡潔に公益財団法人法律扶助協会の時代から、現在の法テラスが出てくるまでの間の経緯を述べさせていただいた後、直近の法律扶助の利用状況について、述べています。それで、法テラスが

やはり非常に重要なもので、今後関係機関が協議して、更に改善をしていく価値のあるものであるということを述べています。

次に、2のところでは、現在の民事法律扶助の利用状況が、2頁の2のところになりますが、民事法律扶助の利用状況について、当初交通事故等が多かったものの、これは以前の当事者の方のヒアリングや第1回の会議でもご説明させていただきましたとおり、現在では離婚等の家事事件や破産事件等の困窮されている方の利用というものが、主たる利用類型になっていまして、交通事故のようにばっとお金が入ってきたりとか、資力のある方でも被害者になるというようなものと違って、困窮されている方が利用者になっているというような状態で、その点でも改善の必要性があるということの理由付けとして、2のところ、民事法律扶助の利用状況を述べています。

それから、同じページの3のところ、今回の勉強会の問題で、特にヒアリングの対象にもなりましたひとり親世帯の問題が、特に喫緊の課題であるということについて、ひとり親世帯の現状を述べ、更に10月に行った当事者の方からのヒアリングの内容を2頁から3頁にかけて引用しています。

それに続きまして、このひとり親の問題に関して、法務省、法テラスとの間で勉強会を行い、方向性が取りまとまったこと、その内容のうち、特にひとり親世帯の方に影響のある一括即時償還の対象とならない範囲が設定される方向となったことや、免除の範囲の拡大されることについて、3頁から4頁にかけて述べています。

ただ、これも先ほどご説明したとおり、今の制度では対象となるひとり親が義務教育の子どもを有しているひとり親に限られていることや、支援の対象が養育費を請求している事件に限られるということですので、ひとり親であったとしても、例えば全然養育費請求していないけれども、職場で解雇されてしまったとか、そういう問題については、今回の対象にはなっていません。そういった問題ですとか、あるいは資産要件についても、先ほど申し上げたとおり、過去の養育費が一括して入ってくると、その金額で資産要件を満たさなくなってしまうわけですが、学費とかいろいろ子どもに係るお金を一定程度プールしておきたいとかいうような要望は常にあるものですから、そういった場合に、直ぐに免除にはならないというような問題点がありますので、その点をいろいろ関係機関とも協議した上で、より拡大する方向性があるのではないか、ということ指摘しています。

それから4頁の4のところでは、その他の課題として、兼ねてご説明させていただいている未成年者の利用が制限されている点や、成年後見の本人申立てでの利用が制限されている点について指摘し、更に3月3日に成立した総会決議を5で引用して、ひとり親の問題や今の未成年等に限らない民事法律扶助の幅広い諸課題があるのだということを、総会決議を引用しながら示しています。

最後に、6のところとして、これまでのものを受けて、今回の三者の勉強会で取りまとまって、一歩、ひとり親の支援をされている弁護士からすると、かなり大きな改善であったというようなお話をいただいておりますけれども、これが一つの成果であるので、これについ

て、更に推し進めてひとり親の問題についての拡大、それからそれに限らない民事法律扶助全般についての改善について、法務省、法テラス等の関係機関と協議して、更に検討を進めるように要望するというような結論を述べています。以上が、要望の案の概要のご説明です。

(北川議長)

どうもありがとうございました。それでは、法テラス、法務省との三者の協議によっておまとめいただき、日弁連の総会でも決議をされたということで、ご努力をいただいたわけですが、まだ入り口の段階の点がたくさんありますので、今回もう一步、更にご努力をいただいております。今ご説明された要望書案を議長・副議長は一応了解して、委員の皆さんにご了解をいただけたら、これを要望案にしたいと思います。三者の協議の内容と、私どもが市民会議として要望する案をこのようにまとめさせていただいたので、その内容について、ご意見・ご質疑をいただけたらと思います。井田委員、どうぞ。

(井田委員)

この度のご努力どうもありがとうございました。最初に議事に上がってからだいぶ経ちますけれども、その間の法務省、法テラスとの議論のすごい急なスピード感といいますか、そういうことを見ましても、やはり時宜にかなったというか、要請の高い課題について、まさに私たちがまとめようとしているものは、要望しているのだということがよく理解できました。それで拝見させていただいてひとり親の世界のサポートについては、かなり前進はしたけれども、依然として課題は残っているんだなというところ、それから特に私が気になっていたのは、未成年者が利用しにくいというところが、どうしてもそういう制度なのだろうというところは、かなり多くの人に共感持っていただけたところかなと思いましたので、そういったところも含めて、まとめていただけてよかったですというふうには賛成いたします。

それで、補足的にですが、自分の理解のためにお聞きしたかったのは、ひとり親の方のところの支援の対象が養育費請求の含まれる案件に限られるところで、例えば介護の問題という話も出たのですけれども、それ以外にどういう、あらゆる法律、あらゆる紛争ということなのか、それとも例えば面会交流みたいに離婚に直接くっついてくる問題というのを想定されているのか、どのように考えればよろしいでしょうか。

(菊池事務次長)

今後の拡大の方向ということでしょうか。

(井田委員)

そうです。

(菊池事務次長)

まず、養育費が含まれていなくて、家庭の問題が一つの要素にはなりますけれども、ただ、特に介護の問題であるとか、その就業とか収入の問題に関わってくると、離婚後にひとり親として養育しているときに、子どもを抱えて解雇されたというときの困窮の度合いと

いうのは、必ずしも離婚に伴うものと違いはないのかなと思います。できれば広くは広げていきたいと思うのですが、ただ、そこはいろいろまた勉強会でも詰めて、制度趣旨との関係でどここの範囲まで広げられるのかということ、クリアしていかなければいけないかなというふうには思っています。

(井田委員)

ありがとうございます。

(北川議長)

浜野委員、どうぞ。

(浜野委員)

今回、スピード感をもって三者の話し合いの中から生まれてきたわけなのですけれども、私もポンチ絵を拝見して、こういうことだったのだなというのがよくわかりました。信頼関係を醸成しなくてはいけない弁護士の方が、養育費の支払が入ったために、取り立てなければいけないというのは、なかなかこれは厳しい状況ですよ。こういったことであつたんだなというのは初めて知りましたし、これは法テラスに立て替えていただくというのは、非常にいいことだと思います。

それで、私たちの要望書もおまとめいただいてありがとうございました。実際に、やはり離婚とか、様々な話によってひとり親の方がこういうご相談を受ける件数というのは、45頁を拝読すると、実際に160億円程度支出されたということになると、利用者が確実に増えているということと理解してよろしいのでしょうか。もっともっと、法テラスもテレビでも宣伝していますけれども、こういった制度を広くご活用いただけるように、いろいろな自治体でもいろいろなところで広めていかなければいけないのではないかなと思いましたが、これはかなり増えているということなののでしょうか、実体的には。

(菊池事務次長)

そうですね。まず、160億円というのは、民事法律扶助全体の法テラスでの支出額ということになりますので、ひとり親だけということになりますと、あるいは離婚関係ということになりますと、それよりもだいぶ低い割合になってくるということになります。

増えているかどうかというところについては、離婚等の案件は割合として増えてはいます。ただ、全体としての民事法律扶助の件数ということになりますと、そこまで増えてはいないというようなことになります。

(浜野委員)

お若い方で、未成年の方で、やはり離婚されるというケースも多いと思うのです。そういったお若い方は、こういった法テラスとか、まさに、民事法律扶助の仕組みというのは、どこから情報として入手するかということが非常に難しく、私たちがよく見るテレビとか新聞とかそういったツールとは違うと思いますので、これをいろいろな方に知っていただくというような工夫も、更に必要かなというふうに感じました。その点はどういう工夫があるのでしょうか。

(菊池事務次長)

おっしゃるとおりで、その点については、法テラスがもちろんいろいろなところでそういう周知活動を行っていますけれども、弁護士のところにとりあえず相談に来ていただければ、そこで民事法律扶助の利用要件に合致するのであれば、当然弁護士が法テラスに持ち込んでこの制度の利用につなげることができますので、日弁連としては、まずは弁護士の敷居を下げて、当連合会でも広報をやっておりますけれども、若い人向けにより敷居を下げて、とりあえず、最初相談に来ていただくと。それで費用の問題であれば、法テラスを利用できることもあるというようなことで、日弁連として敷居を下げるような広報活動というのは、当然必要になってくるかなというように思っています。今、鋭意やっているところでもあります。

(浜野委員)

ぜひよろしくをお願いします。

(北川議長)

清水委員、よろしいですか。

(清水委員)

この間の日弁連のご努力にまずは敬意を表したいと思います。当事者の方にもお話を聞いてということで、特にひとり親世帯が大変だというのはわかります。ただ、例えば2頁目にあるような、代理援助の事件類型は自己破産等が80%以上を占めているとか、それから高齢者に関する言及もありましたけれども、それらのご説明だけでは、「なるほど、それは制度改善していかないといけない」ということが、何となく思い浮かばないのです。ひとり親世帯は、制服のお金がかかるとか、引っ越しでということとか、極めて分かりやすいのですが、他のところはなかなか浮かばないのです。それで、この後、どう広がっていくのかという話があったのですけれども、2頁の自己破産がたくさんあるとか、様々な債務整理の問題があるという、こういう世の中全体が改まっていかないと、これはやはり難しいと思います。自己破産を生んでしまうような世の中の状況というのが、単に無謀な投資のためになっただけではなくて、やむを得ず借金が重なってという背景があるならば、そのところは、この制度だけではやりきれないものがあるのだろうなというのを感じました。

あと、連合の立場で言えば、私たちは労働組合ですから、介護等のことも、労働相談のようなどころでいろいろなアドバイスをしたりしていますし、介護する前も含めて、あるいはしてから、労働組合を作って労働組合として闘っていくとか、労働法に関わってさまざまな申立てをしていくということも当然やるわけですが、では最後に解雇されたりして困ったときに、賃金を取り戻すとか、退職金をきちんと払わせるとか、そういう話になってくると、裁判等になってきます。そのときに、この制度は、結構な数が利用できると思うのです。先ほど、「今かかっているお金が増えていますか」という質問もありましたけれども、労働で考えると、この制度にいったほうがいいのか、もっと違う形でいったほうがいいのか、考えるところがありました。

あと、2頁の上から2行目のところですが、「当事者の社会活動の活力を奪うものである上」とうのはいいのです。その次の「有限である福祉資源への負荷を増加させる要因になりかねない」というのは、これは先ほど少し説明があったのですけれども、この言葉の意味を教えてくださいたいです。

(菊池事務次長)

この点は、大体ひとり親の問題等でもそうなのですから、紛争を放置しておく、より悪化をして、その問題に対して精神的にも時間的にも投入しなければいけないものが増えます。そうすると、そのことが例えばひとり親の問題ですと、それによって就業が制限されて、生活保護とか、社会福祉の問題に関して頼らなければいけなくなったり、別の福祉の相談に行って解決しなければいけなくなるとかというようなことで、法的問題を放置するがゆえに、更にそういう福祉的なサービスに頼らなければいけなくなって、そういうものに対する負担が増加していくというような趣旨になります。

(清水委員)

当事者の社会活動の活力が奪われてしまって、働いていくのが厳しくなって、生活保護を頼ってしまうとか、そういった意味で福祉資源への負担が増加するということですね。

(菊池事務次長)

そのような意味です。

(清水委員)

そうなりかねない、ということですね。わかりました。そこまではいいと思うのです。ただ、その先にどう展開するのかというのは難しいところがあるかなというふうに思いました。

(北川議長)

ありがとうございました。河野委員どうぞ。

(河野委員)

まず、この間の日弁連の皆様の取組に敬意を表したいと思います。それで、三者間の勉強会で一定の結論を得たこと。それから、臨時総会が開かれて決議をされたこと。大きな前進だというふうに受け止めました。それを受けて、この市民会議から総意で要望書を提出するという点に関しても、私は心から賛同したいと思います。何かを動かしていくためには、いろいろなところから、そのためのエネルギーを発していかなければいけないということは、とても大事だと思います。

今、清水委員がおっしゃったことと関係するのですけれども、私たちがこれを日弁連の皆様にもっと頑張ってもらいたいことをプラス  $\alpha$  で言えることが一つあるかと思っていて、それはやはり前の議題でも申し上げたのですけれども、社会全体を巻き込むこととか、国民との価値観を共有していかないと、やはり次の段階で議案を入れ替えることができないのではないかというイメージを持っています。ひとり親の養育費関係の話がすごく進展したのは、それは子育てと裁判費用の弁償なら、どう考えたって、子育てのために使わなけれ

ばいけないお金を他に回すなんてあり得ないよねと。それは誰が聞いても共感できることだし、当然だよねって思われるから、ここは話が進む。でも、それ以外のところで、この制度をもっともっと進めるとなったら、やはり社会との間で共通の価値観を置かないと難しいのではないかなと思いました。

共通言語となるのは、やはり45/49の2番の利用状況のすぐ上のところですよ。少し使い古されているかもしれませんが、やはりSDGsの価値観というか、ひとりも取り残さないという、この視点というのはものすごく大事で、このところを全ての人々に司法への平等なアクセスを提供するという、そこを一つの価値観に置いていただきたいと強く思いました。

ですから、今後に向けては、結語のところに書いてある最後の言葉なのですけれども、様々な諸問題の解決を始めとして、民事法律扶助制度全般の改善を図るべく、関係諸機関と連携して引き続き検討を進めることを要望する。かつ、この課題を社会全体として共有するという、そのための様々な情報発信等を是非やっていただきたいというのが、私の受け止めです。

(北川議長)

ありがとうございました。今、いろいろ意見を委員の皆さんからいただいて、小林会長、ずいぶんご努力をいただいたのですけれども、ご見解をどうぞ。

(小林会長)

皆さんからエールを送っていただきましたから、次の課題ですよ。清水委員からもご指摘のあったところです。結局、18歳未満の子どもが使えない。虐待の場合には、親と利害相反していますから、親が同意すれば子ども使えますけれども、そのときに子どもが自分が法テラスへ行って、何かしようということではできませんので、そうすると、どうしても児童相談所とか、社会福祉とか我々弁護士が法テラスに持ち込んでいかなければいけないわけですが、その子どもが負担能力がないという、現在の償還制の問題に行き着いてしまうわけですよ。借金なわけだから、それはできない。

ですので、子どもについて、現在の償還制をすぐ給付制に切り替えるというのは、これはハードルが高いので、こういった子どもの利用について、場合によっては、児童虐待とかDVとか、家庭内暴力とか、そういった特定侵害行為について、総合法律支援法という法律があるのですけれども、特例措置のようなものを認めていくことができないのかと。

これが一つと、もう一つは成年後見ですけれども、成年後見の本人申立てができないのです。利用できないのです。ですから、今何やっているかという、自治体の長が、自ら代わって、自治体が費用を負担してやっている。実はこういう実態があるのです。これもやはり利用できるような方向に持っていかないと、これは大きな課題なのです。そういう意味で法テラスの利用を、これは厚生労働省等も大変注目しているところなのですけれども、私がこんなことを言うのも失礼な話なのですけれども、そういうことからすると、成年後見の本人申立てなどにも利用できるということを考えていくために、やはり何か現在の償還制を

すぐ見直せないにしても、特定対象者援助制度のようなものが、要件をある程度考えながら、できないのかなとか、そのようなことを考えますね。

清水委員が先ほどおっしゃっておられた労働相談を連合でもやっていただいているということで、この法テラスとどう結び付けていくかという問題はあるのですが、労働相談については、労働審判制度というのがありまして、これは審判でも要件が合致していれば、もちろん法テラスが利用できますので、そこへ誘導することは可能です。それは利用のための資力要件という、要件が出てきます。要件さえ合致すれば利用ということになると思います。

そのようなことで、この課題を更に進展させていくということで、子どもの利用、それから成年後見に法律事務所を使っていくと、この課題を言うと、法テラスの皆さん、あるいは法務省の皆さんも、理屈としては賛同なのですね。問題は、財政的に財務省が説得できるかということ、そこなのですよ。どうしてもそこに行き着いてしまうので、財務省をどう説得するか。ひいては、納税者である国民の同意を得ていかなければいけないので、特例法という法律を作るにしても、衆参両議院の皆さんの大きなコンセンサスを得るためにどういうふうな手法で進んでいったらいいかという、そういう課題はあるかと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。私と副議長でこの要望書をご了解させていただいたわけですが、委員の皆さんからご要望、ご了解いただけたらと思います、

(小林会長)

コメントを一つ落としてしまいましたけれども、河野委員がおっしゃった社会全体で共有する。子どもの利用について、社会全体で、納税者である国民の了解も得なければいけないという、行き着くところはそこですから、そこは何か文言を付け加えさせていただくということでどうでしょうか。そして、利用のためには清水委員のおっしゃられたように、やはりこの制度を知っていただく必要があるので、そのための広報宣伝活動、それに尽力すると。そういったものを入れて要望していただいたほうがいいかもしれませんね。

ただ、法テラスもどんどん宣伝をしていただいて、ずいぶんアピールしてテレビコマーシャルも打っていますから、認知度がどんどん上がりつつあるらしいですね。

(村木副議長)

テレビコマーシャルは多分初めてですから、やっとなそこまで来たかという感じですね。

(小林会長)

旧統一教会問題がありまして、参議院の附帯決議の第9項では、法テラスが関係機関と連携をしながら、更に人的・物的な拡充をしていくべきであるということで、国会筋からも法テラスの利用ということでエールが送られていることも事実ですね。岸田総理も、国会の本会議場で2回法テラスのことを壇上から述べられていて、予算委員会で何回使われたか、旧統一教会問題の中で、5回ぐらい言われたかな、法テラスのことを。法テラスはそういう意味で、器としてはいい器だと思うので、やはりそこを充実していくことが大事なのですよ。

ですから、今まで代理援助が10万しか使われていない、相談だって30万件ですからね。

まだまだ本当はもっとあるのですよね。消費者相談だってすごいですよね。相談件数、3桁単位であると思いますよ。

(河野委員)

そうなのですけれども、消費者相談まで行き着くのが、本当に氷山の一角なのですよね。誰にも相談できないで泣き寝入りというのが、消費者相談の決まり文句のような状況で、実は、つい先般、孤独孤立に関わる消費者トラブルの相談会を年末年始で2回やりました。その手段として使ったのが、これまでは電話相談会という形だったのですけれども、LINEを使ってやることにしました。グーグル検索に広告を載せたのですよ。そうしたら、本当にそれまで全然来なかった相談が、時間は夕方の4時から8時まで、相談員の労働条件に引がかかるので、本当は夜の8時から12時とかにしたかったのですけれども、とりあえずその時間にしたら、昼間の時間とはとても比べようがないたくさんの連絡が来て、グーグル検索とか、LINE相談とか、私たち既存の社会が認めていなかったところで新しいつながりを求めているというのがすごくよくわかりました。

ですから、法テラスに対しても社会の期待はものすごく大きく、できたときもすごく期待しておりましたけれども、やはりあまり知られていない。それから、相談する時間帯がやはり一般の方の時間帯に合わせているとか、いろいろな意味で本当に救いたいのであれば、既存概念を取り払った形で対応していくのが大事かなと思いました。すみません、だいぶ脱線してしまいましたけれども。

(小林会長)

いえいえ、大事なことですな。

議長、今、河野委員がおっしゃられたLINEですが、守秘性があるかどうかとか、情報が洩れているのではないかとかという疑いはあるのですが、LINEの市場というのが、若者はツールとしては常識で、そういう意味でそういったものも利用しながら相談を受け付ける。法テラスは電話相談を常設にすると言われましたから、これはありがたいことです。そういう意味で、これからは期待できると思うのですけれども、もっとLINE等の現代のツール、SNSも使うということも考えてもいいかもしれませんね。

(河野委員)

入口だけでいいのです。守秘義務がかかる場所は、次の段階に行く。まずは、入口、相談しやすいアクセシブルなところとか、そこをまずたくさん確保して、困っている人は本当はすごくいると思うのです。ちょっと誰かに聞きたい、これは誰かのアドバイスをいただきたいという、そういうときにすごく助かると思います。

(小林会長)

そうですね。消費者問題は本当に何百万件もあります。

年間で数兆円の損失があると。それを防ぐための消費者相談窓口が充実されるべきだという提言もあるし、それで法的な問題があったら法テラスにつないでいくと。我々弁護士会も受けますけどね。法テラスにもつないでいただくことが大事だと思います。連携、外国人

等でもそうですけれども、やはりどこに何を相談したらいいか分からない、情報がないから分からない人が多いですね。

(河野委員)

すごく多いと思います。

(小林会長)

そういった意味でそういう情報を発信するという、そういう意味で趣旨のところにも加えていただくというお話ですので、もしよろしければそういったことも入れさせていただいて、要望をいただければ私たちも大変ありがたいと思います。

(清水委員)

労働基準監督署を扱ったマンガがあって、それがテレビドラマになったりして、マンガから始まっているのです。みんなそれを見るのですね。取り上げられて、こんなことをやっているのだと知るので。

そういうことで言うと、公取もテレビドラマがあって、すごく注目されてきたなと思うのです。法テラスも、最近とにかくテレビでたくさん放映されていて、何かあったら法テラスへという発信を行っているのはいいことだと思いますし、若い人はスマホをみますから、法テラスの番組ができるといいかもしれません。

(北川議長)

ご審議いただいてありがとうございます。それで、河野委員からのご提案でございます、社会的認知が足りないのではないかというようなことも踏まえて、要望書に付け足していただいて、修正案を事務局から委員の皆さんにお送りして、ご了解いただいた上で採択ということにしていきたいなと思いますのが、そういう方向でよろしゅうございますか。

市民会議でもずっと日弁連がやっていることが世間に認知されていないということもあり、法テラスもそういうことだったと思いますので、そういう社会的な認知度が広がるような、という視点も付け加えて訂正をした上で委員にご送付いただいて、ご了解いただいたら、正副議長にお任せいただいてということにさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

では、議題(2)を終わらせていただいてよろしゅうございますね。ご審議をいただきましてありがとうございます。

多川副会長、菊池事務次長、ありがとうございます。

それでは、本日お示しをさせていただいた議案は、市民会議から日弁連執行部への要望書としてご承認をいただいたということと、さらに文言を付け足していただいて、その修正案を委員の皆さんにご送付申し上げますので、ご異議がなければ、村木副委員長とご相談の上で、取りまとめさせていただきたいと思います。

なお、次回ですけれども、第76回の市民会議につきましては、現在日程調整中ですので、改めて事務局からご連絡させていただきたいと思います。

## 5. 閉会

(北川議長)

これをもって本日の会議を終了させていただきますが、よろしゅうございますか。

それでは、本日予定しておりました審議を終了させていただきます。本日はご苦労様でした。(了)